

大和郡山うまいもんマルシェ

元気城下町 宅配用電動自転車貸出サービス 利用申込書

◎申込者記載欄

フリガナ		印
名称・屋号		
代表者氏名		
住 所		
申込者氏名		
連絡先	携帯:                     —                     —	
	固定:               —         —	FAX:               —         —
利用期間	令和    年    月    日 ～ 令和    年    月    日	
身分証明書	免許証 ・ 保険証 ・ その他(   )	
事業所で加入している施設損害賠償責任保険等(※)		

(※) 施設賠償責任保険などで、宅配サービス時の自転車での対人・対物事故に対する補償が付帯されている場合があります。事業所にて加入されている保険の契約内容をご確認いただき、宅配サービス時の補償が付帯されている、加入中の保険の名称をお書きください。

以下の内容をご確認の上、チェックをお願いします。

- 身分証明書のコピーを添付し、申込書を提出します。
- 事業所にて宅配サービス時の自転車での対人・対物事故に対する補償のある保険に加入しています。
- 本申込書の記載事項並らびに利用約款に同意の上、申しいたします。
- 本申込書の記載事項並らびに利用約款の内容は従業員等、レンタルする電動自転車の利用者全員に周知します。

◎事務局記載欄

貸出自転車番号	No.	台帳番号	番
点検実施日	令和    年    月    日		
貸出物	<input type="checkbox"/> 電動自転車 <input type="checkbox"/> 鍵 <input type="checkbox"/> バッテリー <input type="checkbox"/> 充電器		
貸出確認者			

## 大和郡山うまいもんマルシェ

### 元気城下町 宅配用電動自転車貸出サービス 利用約款

#### 1. 利用申込

申込書に必要事項を記入の上、申請者の身分証明書(コピー可)を添付し申請してください。

#### 2. 利用期間

宅配用電動自転車の利用期間は、申込日から1か月間以内の期間となります。

#### 3. 利用料金

無料

#### 4. 自転車の返却

申請書に記入された利用期間の終了日から3日以内に、(一社)大和郡山市観光協会までご返却ください。

もし返却されなかった場合は、違約金としてメーカー希望価格を上限として自転車購入費用実費をご負担いただきます。

#### 5. 自転車の故障

利用期間中に自転車が故障した場合は、速やかに(一社)大和郡山市観光協会までご連絡ください。

自転車の故障によって発生した損害については(一社)大和郡山市観光協会は一切の責任を負いません。

#### 6. 自転車の盗難・紛失

ご利用の自転車が盗難されたり紛失した場合は、違約金としてメーカー希望価格を上限として自転車購入費用実費をご負担いただきます。違約金受領後に自転車の返却を受けても違約金は返金いたしません。

#### 7. 事故

貸出期間中にご利用の自転車で事故にあった場合は、法令で定められた処置をとるとともに、利用者の責任において、事故の解決にあたるものとします。また、速やかに(一社)大和郡山市観光協会に対し、事故発生の日時や場所、原因、事故の状況などを報告するものとします。

利用者の過失による事故については、(一社)大和郡山市観光協会は一切責任を負いません。

利用者自ら第三者と締結した示談等には、(一社)大和郡山市観光協会は一切責任を負いません。

#### 8. 賠償責任保険への加入

申込にあたり、事業所にて宅配サービス時の自転車での対人・対物事故に対する補償のある保険へのご加入が必要となります。すでに加入されている施設賠償責任保険等の保険にて、宅配サービス時の自転車での対人・対物事故に対する補償が付帯されている場合はこの限りではありません。

#### 9. 付属品(鍵・バッテリー・バッテリー充電器等)

自転車の付属品を紛失。破損された場合は、付属品購入費用実費相当額をご負担いただきます。

#### 10. 利用申込書の記載事項に虚偽が認められる場合は、利用できません。

#### 11. 禁止事項

利用者は次の行為をしてはなりません。

- (1) 飲酒・無謀乗車・その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険個所、不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止地区内および歩行者や自動車の通行障害となるような道路での駐車
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常(パンク等)を認めた場合、運転を継続する行為

#### 12. 貸出の中止

利用者が利用約款に違反した場合は、(一社)大和郡山市観光協会は直ちに契約を解約することができます。また、その違反により貸出箇所又は第三者が損害を被った場合、利用者はその損害を賠償しなければなりません。